



# 区画整理通信

令和5年5月 第42号

発行：鶴ヶ島市区画整理課

皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。また、本地区の事業の推進にあたりましては、皆様の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

今回の区画整理通信では、市長あいさつ、土地区画整理審議会の開催状況、一本松土地区画整理審議会委員の決定、地番の整理、令和5年度の予算及び今後の事業の予定についてお知らせします。

## 市長あいさつ

日頃より一本松土地区画整理事業につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。関係者の皆様方の長年にわたる御理解と御協力により、令和4年度は、前倒して着手した換地面積を確定させるための出来形確認測量が完了する等いよいよ最終段階となってきました。

また、令和4年度で全ての一般保留地を公売することが出来ました。これも関係権利者の方々の御協力で区画整理事業による整備が進み、安心して快適に暮らしやすいまちになった結果であると心より感謝申し上げます。

令和5年度は換地処分に向けた事業計画変更及び換地計画書案の作成を進めてまいります。換地計画書案は、新しい地番、清算金や換地処分後の土地について等を主な内容とするものです。

事業の完了までには、もう少しお時間をいただきますが、令和6年度末に予定している換地処分に向けて最後の仕上げに取り組んで参りますので、関係権利者の皆様には、引き続き事業への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年5月 鶴ヶ島市長 齊藤 芳久



## 一本松土地区画整理審議会を開催

令和5年1月27日に、第49回一本松土地区画整理審議会を開催しました。

今回の審議会は、会長と会長代理を決定しました。また、事務局より一本松土地区画整理事業の地番整理について説明し、委員の皆様から御意見をいただきました。



## 一本松土地区画整理審議会委員の決定

令和4年10月29日に執行した坂戸都市計画事業一本松土地区画整理審議会選挙の当選人に学識経験者2名を加えた10名の新しい審議会委員が次のとおり決定いたしました。

なお、任期は令和4年11月30日から令和9年11月29日までの5年間です。

	氏名	委員の種別
会長	加藤 忠雄	宅地の所有者
会長代理	殿塚 涉	宅地の所有者
	橋本 則雄	宅地の所有者
	北田 新一	宅地の所有者
	梅谷 一則	宅地の所有者
	高篠 等	宅地の所有者
	村上 浩一	宅地の所有者
	大淵 司郎	宅地の所有者
	小池 清次	学識経験者
	高篠 憲一	学識経験者

※議席番号順

## 地番の整理について

土地区画整理事業では、新たに道路や公園等を整備した街並みとなるため、従来の町（字）界線とそぐわなくなることから、必要に応じて町（字）界や町名を変更したり、また、全ての土地において換地処分（従前の土地所有者に土地を割り当てる行政処分）に伴う地番整理が行われます。

一本松土地区画整理事業では、一部で新しい街区と大字・小字境がそぐわなくなることから、関係行政機関と協議・調整を経て、施行区域内の一部において大字界を変更し、施行区域内の小字を廃止することといたしました（令和5年第1回市議会定例会で議決）。現在の土地地番や仮換地として指定された街区・画地、住所（底地）等は、事業の最後の換地処分によって新しい地番（住所等）が確定することとなります。

住所等変更の時期 事業の最後となる換地処分の翌日（令和6年度末を予定）

町名・地番、住所変更のイメージ例

（変更前）

（変更後）

【土地の表示】 大字中新田字東山●番●（▲街区▲画地） → 大字中新田□番□

※土地の地番が新しくなることに併せて住所も新しくなります。

新しい地番や住所は今後、『換地計画案』の御説明の段階等でお知らせいたします。併せて住所変更に伴って必要となる手続き等についても順次お知らせしていきます。

## 令和5年度の主な事業と予算について

令和5年度の一本松土地区画整理事業特別会計予算は、総額8,572万1千円で、この内訳及び主な内容は次のとおりです。

### 【歳入予算】

(単位：千円)

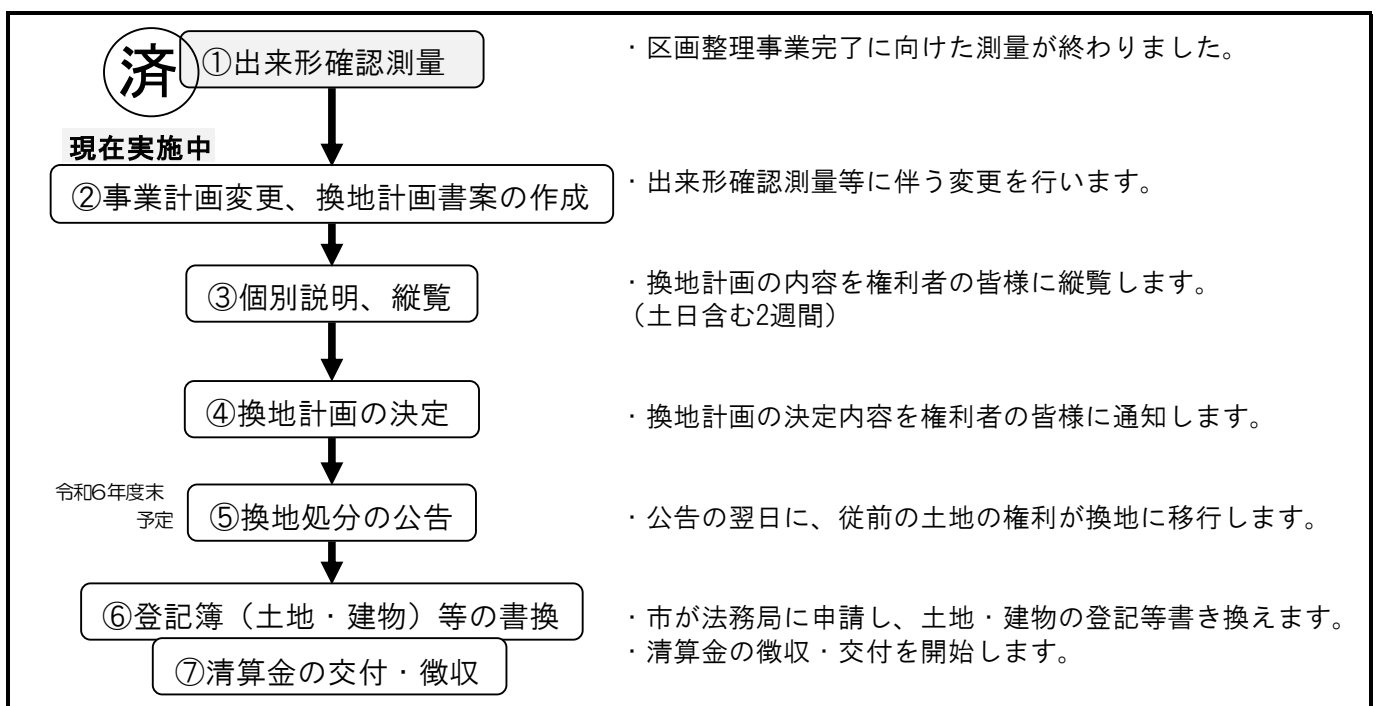
保留地処分金	737	付保留地処分金
繰入金	79,984	一般会計繰入金
繰越金	5,000	前年度繰越金
合計	85,721	

### 【歳出予算】

(単位：千円)

審議会等運営費	262	土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬・費用弁償
事業費	69,871	換地計画書案作成業務等
公債費	15,088	市債償還金及び利子
予備費	500	予備費
合計	85,721	

## 今後の事業の予定



## 埋設された境界杭を動かさないでください

境界杭（コンクリート杭）は、土地の境界を示すために埋設されたものです。ブロック塀等を設置する場合や造設物を移動させる場合は、必ず境界杭が見えるように設置してください。

また、建築行為によって境界杭が動いてしまうことが見受けられます。境界杭がずれたことが分かった場合には、区画整理課まで御連絡をお願いします。

## 公共下水道の供用にあわせ速やかに切り替えを

本事業において、下水道工事を実施し、下水道の管理者である坂戸、鶴ヶ島下水道組合に引き継いだ地区内の一部の地域において、公共下水道（本下水道）の供用を開始しました。この区域内にお住まいの方は、合併浄化槽又は単独浄化槽からの切り替えを速やかに行ってください。今後も、下水道工事を積極的に推進し、早期整備に努めてまいります。

なお、切り替えにあたり、宅地内の排水設備工事を行う場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の制度により定められた指定工事店へ直接お申込みください。

詳しくは、坂戸、鶴ヶ島下水道組合（電話283-2051）までお問い合わせください。

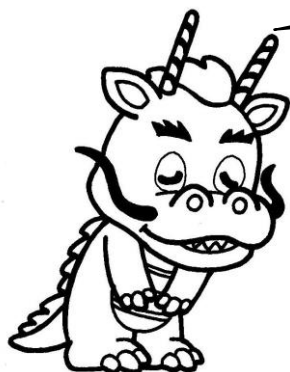
## 建物の新築、改築等には、土地区画整理法の許可が必要です。

本事業の施行上において障害となる恐れがある土地の形質の変更や建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移動の容易でない物件の設置又は堆積には、土地区画整理法第76条の許可が必要となります。今後、事業地区内において、これらの行為をお考えの方は、事前に区画整理課まで御相談ください。なお、相談の際には、土地所有者の同席又は委任状が必要となりますので、あらかじめ御了承ください。

## 土地・建物の名義変更をするときは、御連絡ください。

本事業を進める上で、仮換地指定通知、換地処分通知等、権利者の皆様に大切な御通知をいたしますことから、本地区内の土地や建物を売買、相続（物納）、贈与等による名義変更（所有権移転）及び住所移転をされる際は、区画整理課まで御連絡をお願いします。

今年度も御理解、御協力よろしくお願いいたします。



### ◎お問合せ先

鶴ヶ島市 都市整備部 区画整理課

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話 049-271-1111

F A X 049-271-1190

Eメール 10600060@city.tsurugashima.lg.jp